

令和 7 年度渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	高齢者の安全運転を支援するため、自動車に誤発進防止装置を設置した費用の一部を補助します。
内容	自動車誤発進防止装置を設置した次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。 (2) 満 7 0 歳以上であること。 (3) 自動車運転免許証（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 2 条第 1 項に規定する運転免許であって、有効期限内にあるものをいう。）を保有していること。 (4) 渋川市暴力団排除条例（平成 2 4 年渋川市条例第 3 0 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。 (6) 過去に渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金の交付を受けていないこと。 次に掲げる条件を満たす自動車です。 (1) 道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という）第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自家用かつ乗用又は貨物の用途に供する自動車であること。 (2) 法第 6 0 条第 1 項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けている自動車で、自動車検査証が有効期間内にあること。 (3) 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」及び「使用者の氏名又は名称」の欄に記載される氏名と、補助対象者の自動車免許証に記載されている氏名が同一であること。ただし、ローン契約等により「所有者の氏名又は名称」と「使用者の氏名又は名称」が同一でない場合は、この限りでない。 (4) リース契約により使用している自動車でないこと。
補助対象経費	補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、誤発進防止装置の設置に要した経費とし、次に掲げる条件を満たす経費です。 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以後、後付けで購入及び設置された誤発進防止装置であること。

		(2) 設置業者（法第78条に規定する自動車特定整備事業者）に依頼して、自動車に設置されたものであること。
	補助対象誤発進防止装置	補助の対象となる誤発進防止装置は、国土交通省の認定を受けた装置とする。
	交付金額	補助対象経費の2分の1の額とし、2万円を限度とします。 上記の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、20万円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	設置後3か月以内に危機管理室へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 補助対象者の自動車運転免許証等の写し (2) 誤発進防止装置を設置した自動車の自動車検査証の写し（電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し） (3) 誤発進防止装置の購入及び設置に要した費用の領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類 (4) 誤発進防止装置の概要を示す書類の写し (5) 誤発進防止装置の設置写真又は設置が確認できる書類の写し (6) その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定、確定の 時期等	申請のあった日から14日以内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付を決定及び確定したときは、渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知します。
	請求の方法、支払 時期等	補助金交付の確定を受けたときは、速やかに渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付請求書（様式第3号）に渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）を添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
		次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され

	交付決定の取消し 又は補助金の返還	ます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金の交付決定の日から起算して1年間は、誤発進防止装置について、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、貸付、売却又は廃棄等の処分をしてはなりません。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りでない。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額
	申請書等の様式	渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号） 渋川市自動車誤発進防止装置設置費補助金交付請求書（様式第3号）
	その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
取扱担当課		渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1143） メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp